

国官参建第2号
国不建第2号
国不建振第3号
令和8年4月8日

建設業者団体の長 殿

国土交通省大臣官房参事官（建設人材・資材）
国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
国土交通省不動産・建設経済局建設振興課長

溶剤等の安定的な供給確保について（周知及び依頼）

現下の中東情勢を踏まえ、トルエン等を原料とするシンナーを含む溶剤等（以下、「溶剤等」という。）について、その安定的な調達に懸念の声が上がっているものと承知しています。

溶剤等の製造、流通を所管する経済産業省においては、このような状況を踏まえ、4月3日付で溶剤等関係事業者（製造者、卸事業者を含む。）に対して、別添の通り「トルエン等を原料とするシンナーを含む溶剤等の安定供給確保に向けた御協力について（要請）」を発出しており、

- ・溶剤等の安定供給の実施
 - ・医療をはじめとした国民生活に支障が生じることのないよう配慮
 - ・溶剤等の最終需要家に対し偏りなく供給されるよう取引先に対する対応の促し
- を要請しているところです。

あわせて、溶剤等の製造に必要なトルエン、キシレンについては、川上側の石油化学企業において国内供給が継続しているところ、経済産業省においてその安定供給等に関する情報提供窓口を設置し、多層的なサプライチェーンを調査の上、目詰まり解消を図るための対応を進めており、今般、経済産業省より、別添通知及び「燃料油や石油製品等の供給に関する情報提供受付」の設置について、建設業者に対する周知等の依頼がなされたところです。

ついでには、溶剤等を建設資材として調達する建設業者におかれては、上述の要請・依頼も踏まえ、溶剤等の調達に支障が生じた場合においては、いまいちど供給が困難な理由等について、供給事業者と丁寧に協議頂くとともに、必要に応じ、「燃料油や石油製品等の供給に関する情報提供受付」を活用するなど、溶剤等の安定的な調達に関する取組に対しご協力を頂きますよう、お願いいたします。

(参考)「燃料油や石油由来の化学品・製品等の供給に関する情報提供」の受付について

1. 情報提供の連絡先

【燃料油】

bzl-gasoline-information★meti.go.jp

※ [★] を [@] に置き換えてください。

【石油由来の化学品・製品等】

bzl-petrochemical-information★meti.go.jp

※ [★] を [@] に置き換えてください。

2. 情報提供いただく内容

【燃料油】

販売事業者名、契約状況（油種、数量、価格、契約期間等）、今後の調達見込みなど

【石油由来の化学品・製品等】

供給先元、対象物資、今後の調達見込みなど

3. 情報の取扱

情報提供の連絡先に寄せられた情報については、石油連盟及び全石連、日本化学工業協会、石油化学工業協会とも連携し、必要に応じて、情報の内容・扱いについて、経済産業省より確認をさせていただく場合があります。